

2021年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定の制定

※下線部分：変更箇所

2021年規定	2020年規定
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2021年</u>（以下「当該年」という。）のジムカーナ／ダートトライアル競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定を制定する。</p> <p>日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技は「FIAのFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその細則（本選手権規定およびスピード競技開催規定を含む）ならびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。</p> <p>第1条～第5条（略）</p> <p>第6条 選手権の登録申請 （略）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 選手権の開催月日、種別、区分、およびクラス区分 2. ～4.（略） <p>第7条～第10条（略）</p> <p>第11条 参加車両</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>P車両</u> 当該年度JAF国内競技車両規則（以下「車両規則」という。）第3編スピード車両規定に定めるスピードP車両（P車両）に適合したものとする。 2. <u>PN車両</u> 	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2020年</u>（以下「当該年」という。）のジムカーナ／ダートトライアル競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定を制定する。</p> <p>日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技は「FIAのFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその細則（本選手権規定およびスピード競技開催規定を含む）ならびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。</p> <p>第1条～第5条（略）</p> <p>第6条 選手権の登録申請 （略）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 選手権の開催月日、種別、区分、<u>部門</u>、およびクラス区分 2. ～4.（略） <p>第7条～第10条（略）</p> <p>第11条 参加車両</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>PN部門</u>

FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードPN車両(PN車両)に適合したものとする。

3. N車両:

FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードN車両(N車両)に適合したものとする。

4. B車両:

当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードB車両(B車両)に適合したものとする。(地方選手権のみに適用)

5. SA車両:

当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSA車両(SA車両)に適合したものとする。

6. SAX車両:

当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSAX車両(SAX車両)に適合したものとする。

7. SC車両:

FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSC車両(SC車両)に適合したものとする。

8. D車両:

当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードD車両(D車両)に適合したものとする。

9. AE車両:

FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度車両規

PN部門に参加する車両は、FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度JAF国内競技車両規則(以下「車両規則」という。)第3編スピード車両規定に定めるスピードPN車両(PN車両)に適合したものとする。

2. N部門:

N部門に参加する車両は、FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードN車両(N車両)に適合したものとする。

3. B部門:

B部門に参加する車両は、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードB車両(B車両)に適合したものとする。(地方選手権のみに適用)

4. SA部門:

SA部門に参加する車両は、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSA車両(SA車両)に適合したものとする。

5. SAX部門:

SAX部門に参加する車両は、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSAX車両(SAX車両)に適合したものとする。

6. SC部門:

SC部門に参加する車両は、FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSC車両(SC車両)に適合したものとする。

7. D部門:

D部門に参加する車両は、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードD車両(D車両)に適合したものとする。

8. AE部門:

AE部門に参加する車両は、FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登

則第3編スピード車両規定に定めるスピードAE車両(AE車両)に適合した
ものとする。

第12条 選手権のクラス区分

1. 日本ジムカーナ選手権

1) 全日本ジムカーナ選手権

下記の通りクラス区分される。

クラス1(JG1):4輪駆動のSA・SAX・SC車両。

クラス2(JG2):後輪駆動のSA・SAX車両。2輪駆動のSC車両。

クラス3(JG3):気筒容積1600ccを超える前輪駆動のSA・SAX車
両。

クラス4(JG4):気筒容積1600cc以下の前輪駆動のSA・SAX車
両。

クラス5(JG5):クラス6、クラス7およびクラス8に該当しないPN車両。

クラス6(JG6):気筒容積1600ccを超え2000cc以下の2輪駆動(F
R)のPN車両のうち、FIA/JAF公認発行年またはJA
F登録年が2012年1月1日以降の車両。

クラス7(JG7):気筒容積1600ccを超える2輪駆動(FF、FR)のPN
車両。

クラス8(JG8):気筒容積1600cc以下の2輪駆動(FF、FR)のPN車
両。

クラス9(JG9):オートマチック限定免許で運転できるP・PN・AE車
両。

録車両で、当該年度車両規則に定める当該車両規定に適合したものとする。

第12条 選手権の部門およびクラス区分

1. 日本ジムカーナ選手権

1) 全日本ジムカーナ選手権:

(1)部門:

全日本ジムカーナ選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づ
き、PN部門、SA・SAX部門、SC部門およびAE部門の4部門で構成さ
れる。

(2)クラス区分:

PN、SA・SAX、SC、AEの各部門は、下記の通りクラス区分される。

スピードPN車両部門:

クラス1:気筒容積1600cc以下の2輪駆動(FF、FR)のPN車両。

クラス2:気筒容積1600ccを超える2輪駆動(FF、FR)のPN車両。

クラス3:気筒容積1600ccを超え2000cc以下の2輪駆動(FR)のPN
車両のうち、FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が201
2年1月1日以降の車両。

クラス4:クラス1、クラス2およびクラス3に該当しないPN車両。

スピードSA・SAX車両部門:

クラス1:気筒容積1600cc以下の前輪駆動のSA・SAX車両。

クラス2:気筒容積1600ccを超える前輪駆動のSA・SAX車両。

クラス3:後輪駆動のSA・SAX車両。

クラス4:4輪駆動のSA・SAX車両。

スピードSC車両部門:(クラス区分なし)

スピードAE車両部門:(クラス区分なし)

2) 地方ジムカーナ選手権:

下記①または②の何れかのクラス区分とする。

①全日本選手権と同クラス区分

②開催地域別に任意に設定されるクラス区分

※(略)

a. クラス区分は最大14区分以内とすること。クラス区分に際しては、異なる車両(P、PN、N、B、SA、SAX、SC、D、AE)を合体してクラス区分を組み合わせることも認められ、また、駆動輪別(前輪駆動、後輪駆動、2輪駆動、4輪駆動等)によるクラス区分を組み合わせることについても認められる。

さらに、それらのクラス区分毎に国内競技車両規則第3編スピード車両規定第2章～第7章、第10章に対し、選手権シリーズを通じて特定の制限を加えることも認められる。

b. ～c.(略)

2. 日本ダートトライアル選手権

1) 全日本ダートトライアル選手権:

2) 地方ジムカーナ選手権:

(1)部門:

地方ジムカーナ選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、PN部門、N部門、B部門、SA部門、SAX部門、SC部門、D部門およびAE部門の中から、下記(2)の①または②の何れかに区分された部門により構成される。

(2)クラス区分:

下記①または②の何れかのクラス区分とする。

①全日本選手権と同クラス区分

②開催地域別に任意に設定されるクラス区分

※(略)

a. クラス区分は最大14区分以内とすること。クラス区分に際しては、単一部門内でクラス区分を組み合わせるのみでなく、異なる部門(PN、N、B、SA、SAX、SC、D、AE)を合体してクラス区分を組み合わせることも認められ、また、駆動輪別(前輪駆動、後輪駆動、2輪駆動、4輪駆動等)によるクラス区分を組み合わせることについても認められる。

さらに、それらのクラス区分毎に国内競技車両規則第3編スピード車両規定第3章～第7章、第10章に対し、選手権シリーズを通じて特定の制限を加えることも認められる。

b. ～c.(略)

2. 日本ダートトライアル選手権

1) 全日本ダートトライアル選手権:

(1)部門:

全日本ダートトライアル選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、PN部門、N部門、SA・SAX部門、SC部門、D部門および

下記の通りクラス区分される。

クラス1 (JD1) :D車両。

クラス2 (JD2) :4輪駆動のSC車両。

クラス3 (JD3) :2輪駆動のSC車両。

クラス4 (JD4) :4輪駆動のSA・SAX車両。

クラス5 (JD5) :2輪駆動のSA・SAX車両。

クラス6 (JD6) :N車両。

クラス7 (JD7) :気筒容積1600ccを超える2輪駆動(FR)のPN車両。

クラス8 (JD8) :気筒容積1600ccを超える2輪駆動(FF)のPN車両。

クラス9 (JD9) :気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両。

クラス10 (JD10) :オートマチック限定免許で運転できるP・PN・A
E車両。

2) 地方ダートトライアル選手権:

下記①または②の何れかのクラス区分とする。

①全日本選手権と同クラス区分

②開催地域別に任意に設定されるクラス区分

AE部門の6部門で構成される。

(2)クラス区分:

PN、N、SA・SAX、SC、D、AEの各部門は、下記の通りクラス区分される。

スピードPN車両部門:

クラス1:気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両。

クラス2:気筒容積1600ccを超える2輪駆動(FF)のPN車両。

クラス3:気筒容積1600ccを超える2輪駆動(FR)のPN車両。

スピードN車両部門:(クラス区分なし)

スピードSA・SAX車両部門:

クラス1:2輪駆動のSA・SAX車両。

クラス2:4輪駆動のSA・SAX車両。

スピードSC車両部門:

クラス1:2輪駆動のSC車両。

クラス2:4輪駆動のSC車両。

スピードD車両部門:(クラス区分なし)

スピードAE車両部門:(クラス区分なし)

2) 地方ダートトライアル選手権:

(1)部門:

地方ダートトライアル選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、PN部門、N部門、B部門、SA部門、SAX部門、SC部門、D部門およびAE部門の中から、下記(2)の①または②の何れかに区分された部門により構成される。

(2)クラス区分:

下記①または②の何れかのクラス区分とする。

①全日本選手権と同クラス区分

②開催地域別に任意に設定されるクラス区分

※(略)

a. クラス区分は最大11区分以内とすること。クラス区分に際しては、異なる車両(P、PN、N、B、SA、SAX、SC、D、AE)を合体してクラス区分を組み合わせることも認められ、また、駆動輪別(前輪駆動、後輪駆動、2輪駆動、4輪駆動等)によるクラス区分を組み合わせることについても認められる。

さらに、それらのクラス区分毎に国内競技車両規則第3編スピード車両規定第2章～第7章、第10章に対し、選手権シリーズを通じて特定の制限を加えることも認められる。

b.～c.(略)

第13条～第14条 (略)

第15条 選手権シリーズおよび選手権競技の成立

1. 選手権シリーズの成立

第12条で定められた各選手権競技会が当該年度で本条2. に従って3回以上開催されなければ当該各クラスの選手権シリーズは成立しない。

2. 選手権競技の成立

1) 全日本選手権は、各競技会において各クラス5台以上の出走を以って成立する。

2) 地方選手権は、各競技会において各クラス3台以上の出走を以って成立する。

第16条～第17条 (略)

※(略)

a. クラス区分は最大11区分以内とすること。クラス区分に際しては、単一部門内でクラス区分を組み合わせるのみでなく、異なる部門(PN、N、B、SA、SAX、SC、D、AE)を合体してクラス区分を組み合わせることも認められ、また、駆動輪別(前輪駆動、後輪駆動、2輪駆動、4輪駆動等)によるクラス区分を組み合わせることについても認められる。

さらに、それらのクラス区分毎に国内競技車両規則第3編スピード車両規定第3章～第7章、第10章に対し、選手権シリーズを通じて特定の制限を加えることも認められる。

b.～c.(略)

第13条～第14条 (略)

第15条 選手権シリーズおよび選手権競技の成立

1. 選手権シリーズの成立

第12条で定められた各選手権競技会が当該年度で本条2. に従って3回以上開催されなければ当該各部門各クラスの選手権シリーズは成立しない。

2. 選手権競技の成立

1) 全日本選手権は、各競技会において各部門各クラス5台以上の出走を以って成立する。

2) 地方選手権は、各競技会において各部門各クラス3台以上の出走を以って成立する。

第16条～第17条 (略)

第18条 選手権保持者の認定

1. JAFは第12条の各クラスの最高得点者を日本選手権保持者として認定する。
2. ～ 3. (略)

第19条～第20条 (略)

第2章 参加に関する規定

第21条 参加申込みに関する規定

1. (略)
2. 全日本選手権
 - 1) シードドライバー
(1) JAFは前年度の全日本選手権各クラスの上位6名を当該クラスの当該年度シードドライバーとして認定する。
(2) シードドライバーは参加を優先的に認められる。
 - 2) (略)
3. 地方選手権
 - 1) (略)
 - 2) 前年度の全日本選手権各クラスの上位1位までに認定されたシードドライバーは、地方選手権への参加は認められない。

第22条 (略)

第3章 競技会運営に関する規定

第18条 選手権保持者の認定

1. JAFは第12条の各部門各クラスの最高得点者を日本選手権保持者として認定する。
2. ～ 3. (略)

第19条～第20条 (略)

第2章 参加に関する規定

第21条 参加申込みに関する規定

1. (略)
2. 全日本選手権
 - 1) シードドライバー
(1) JAFは前年度の全日本選手権各部門各クラスの上位6名を当該部門クラスの当該年度シードドライバーとして認定する。
(2) シードドライバーは全日本選手権の認定された部門クラスに限り参加を優先的に認められる。
 - 2) (略)
3. 地方選手権
 - 1) (略)
 - 2) 前年度の全日本選手権各部門各クラスの上位1位までに認定されたシードドライバーは、地方選手権への参加は認められない。

第22条 (略)

第3章 競技会運営に関する規定

第23条～24条（略）

第25条 車両変更

1. (略)
2. 車両変更は同一クラスであること。
3. (略)

第26条（略）

1. 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する。
2. ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含み欠席の場合は再ブリーフィングを受けなければならない。

第4章 競技に関する規定

第27条～29条（略）

第30条 順位の設定

原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位(競技結果)とする、もしくは、2ヒートの合計タイムを採用し最終の順位(競技結果)とすることとし、特別規則に明示すること。同タイムの場合は下記に従い順位を設定する。

1. 2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用する場合

- 1) セカンドタイムの良好な者。
- 2) 排気量の小さい順。
- 3) 競技会審査委員会の決定による。

2. 2ヒートの合計タイムを採用する場合。

第23条～24条（略）

第25条 車両変更

1. (略)
2. 車両変更は同一部門同一クラスであること。
3. (略)

第26条（略）

1. 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する。
2. ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。開始から終了まで出席しなかった場合は再ブリーフィングを受けなければならない。

第4章 競技に関する規定

第27条～29条（略）

第30条 順位の設定

原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位(競技結果)とする。同タイムの場合は下記に従い順位を設定する。

1. セカンドタイムの良好な者。
2. 排気量の小さい順。
3. 競技会審査委員会の決定による。

- 1) ベストタイムの良好な者。
- 2) セカンドタイムの良好な者。
- 2) 排気量の小さい順。
- 3) 競技会審査委員会の決定による。

第31条 (略)

第5章 (略)

第6章 選手権規定の施行に関する規定

第36～37条 (略)

第38条 本選手権規定の施行

本選手権規定は2021年1月1日から施行する。

ただし、第6条3.、第12条1. 2) ②C. および第12条2. 2) ②C. については、2020年6月1日から施行する。

以上

第31条 (略)

第5章 (略)

第6章 選手権規定の施行に関する規定

第36～37条 (略)

第38条 本選手権規定の施行

本選手権規定は2020年1月1日から施行する。

ただし、第6条3.、第12条1. 2) (2) ②C. および第12条2. 2) (2) ②C. については、2019年6月1日から施行する。

以上